

## 居住サポート住宅認定基準一覧（共同居住型）

項目	基準	根拠
1	共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 平方メートル）が次の式によって計算した数値以上であること 15A + 10（ただし、A ≥ 2） (Aは、共同居住型賃貸住宅の入居可能者数（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。））	法41条1号 省令9条4号 令和7年国交省・厚労省告示3号2条1号
2	消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（項目3の規定を除く。）に違反しないものであること	省令10条1号イ
3	次のいずれかに該当すること ① 耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること ② 申請時に耐震基準を満たさずかつ、申請前に耐震改修工事をおこなうことができない特別の事情がある場合にあっては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること	省令10条1号ロ
4	共同居住型賃貸住宅のうち居住安定援助賃貸住宅（以下「居住サポート住宅」）である部分にあっては、各専用部分の入居可能者数を1人とするものであること	省令10条2号ロ 令和7年国交省・厚労省告示3号2条2号
5	共同居住型賃貸住宅のうち居住サポート住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。）が9平方メートル以上であること	省令10条2号ロ 令和7年国交省・厚労省告示3号2条3号
6	共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この項目において「共用部分」という。）に、次に掲げる設備等が備えられていること。 ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。 ① 居間 ② 食堂 ③ 台所 ④ 便所 ⑤ 洗面設備 ⑥ 浴室又はシャワー室 ⑦ 洗濯室又は洗濯場	法10条2号ロ 令和7年国交省・厚労省告示3号2条4号
7	少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居可能者数を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること	法10条2号ロ 令和7年国交省・厚労省告示3号2条5号
8	【入居者の範囲が定められている場合】 その範囲が、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少數となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること	法41条3号 省令第11条
9	入居者の資格を日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下「要援助者」）又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る居住サポート住宅の戸数が、1戸以上であること	法41条4号 省令12条
10	居住安定賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること	法41条5号 省令13条

項目	基準	根拠
11	<p>要援助者に居住安定援助を提供する場合に次のいずれにも適合する居住援助を提供するものであること</p> <p>① 一日に一回以上、通信機器の設置その他の方法により、要援助者の安否の確認を行うこと</p> <p>② 一月に一回以上、要援助者への訪問その他の方法により、当該要援助者的心身及び生活の状況の把握（見守り）を行うこと。</p> <p>③ 福祉サービスへのつなぎ（要援助者的心身及び生活の状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を実施し、必要に応じて、当該要援助者が行政機関その他福祉サービスを提供する者と接触するための援助をすること）を行うこと</p>	省令14条1号
12	要援助者以外の認定住宅入居者に居住安定援助を提供する場合に当該認定住宅入居者的心身の状況、希望その他の事情を踏まえ、必要に応じて、項目11に掲げる居住安定援助に準ずるもの提供するものであること	省令14条2号
13	住安定援助の提供の対価が、当該居住安定援助の提供に要する費用に照らして不当に高いものでないこと	法41条7号 省令15条
14	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針及び千葉県賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること	法41条8号